

倫理規定・プライバシー保護

～個人情報取り扱いについて～



倫理規定について

倫理規定について

- * 職員は生涯学習を怠ってはならない。専門職である事を自覚し、研修、資格取得も積極的に行う。
- * 法人側は、その為の勤務変更等に対して相談に応じ、バックアップする。
- * 職員一人一人がプロである事の自覚をしっかりと持ち、いかなる時も迅速に対応できるよう、専門の知識と技術を身に付ける必要がある。

(医療法人社団らぽーる新潟 倫理規定 抜粋)



プライバシーの保護、 個人情報の取り扱いについて

「個人情報」の定義

- * 情報単体と他の情報と照合することで、特定の個人を識別できる情報のこと。

【日本の定義】

個人情報とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、または個人別に付けられた番号、記号その他の符号、画像もしくは音声によって当該個人を識別できる情報。当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することが出来、それによって当該個人を識別できる情報も含みます。

※日本工業規格 JIS Q 15001:1999

【海外の定義】

個人の識別、連絡または居場所の情報を知るために、ある人に結び付けるまたは引き出すことのできる、電子ネットワーク上のデータ。

PII (PII: Personally identifiable information) と言われている。

個人情報収集時の注意点

* 情報を得る場合の本人の了承・・・

原則、紙面での同意を取る。

(メモ程度でも可)

認知症など理解力、意思表示低下が認められる場合は家族に了承を得る。

情報の管理

施錠できる扉が2つ以上

- * 情報漏洩防止・・・第三者の目や耳に触れないこと。
- * 厳重・安全な管理(カルテ棚、PC、事務所内等)
- * 会話にも注意する
- * 外部からの要請があっても安易に教えることは厳禁。
- * 紙媒体や電子記録媒体の持ち出しに注意。
- * 個人情報情報の物流(郵送、FAX)に注意。

情報の利用


* 第三者への情報提供・・・

カンファレンスの場、連絡調整

(例外) 他利用者同士での連絡先交換は禁止。

情報の開示、破棄

- * 本人及び家族から情報請求があった場合は開示、交付しなければならない。
- * 個人情報等記載の資料はシュレッダーによる裁断処理が必要。



「第三者」について

「第三者」の定義

- * 第三者とは、当事者以外の、当事者及びその包括承継人(相続人)以外の利害関係を有するすべての者を言う。
- * ある法律関係または事柄について直接関与する者が「当事者」であり、それ以外の者が「第三者」。
- * 法は、第三者の定義を明確にせず、第三者としないものだけを明記しています。



基本的には当事者以外は、すべて第三者と考えること。

当事者or第三者

18歳の子供が、契約(法律行為)をする場合の親の立場は当事者？それとも第三者？

【回答】

未成年者が、契約(法律行為)をする場合に、親権者である親は、未成年者の法定代理人となる為、第三者ではなく「当事者」になる。未成年者が法律行為をする場合、民法で単独でできると定められた行為以外は、法定代理人の同意が必要もしくは、代理してもらわなければならないと定められている。

当事者or第三者

19歳の子供が、友達同士で喧嘩した場合の親の立場は当事者？それとも第三者？

【回答】

法律行為以外、未成年者が、友達と喧嘩したなどの場合は、親でも「第三者」となる。

「第三者」の留意点

子供が未成年者ではない場合は、
「第三者」になることが多い。

ただ、状況によっては、直接利害が降りかかる可能性が大きいなど、第三者と割り切れない面もあるので一概には言えない。

今後の課題

- * 「倫理規定」の周知
- * 「プライバシー保護の取り扱いマニュアル」の周知
- * 「コンプライアンス(法令遵守)」についての研修

ご清聴ありがとうございました。

【参考文献】

- * 医療法人社団らぼーる新潟 倫理規定
- * プライバシー保護の取り扱いマニュアル